

経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

今回のテーマ： 会計上の欠損填補と税務上の欠損金

資本金1億円超の大法人の繰越欠損金の控除限度額が、段階的に引き下げられ、欠損金の繰越期間が10年（現行9年）に延長されます。

1. 改正の内容

		2015年3月31までに開始する事業年度	改正	
			2015年4月1日から2017年3月31日までに開始する事業年度	2017年4月1日以後に開始する事業年度
控除限度額	大法人等	所得金額の80%相当額	所得金額の65%相当額	所得金額の50%相当額
	中小法人等*	所得金額の100%		
繰越控除可能期間		9年	9年	10年

※期末資本金の額が1億円以下で資本金の額が5億円以上の法人等による完全支配関係がある子法人等を除く

2. 会計上の欠損填補と税務上の欠損金

無償減資により欠損金を填補した場合、「会計」と「税務」の取り扱いは次のとおりです。

例) 資本金150百万円で繰越剰余金△50百万円の会社が、50百万円を減資して損失補てんした場合

《会計》

(借方) 資本金 50 (貸方) その他資本剰余金 50

(借方) その他資本剰余金 50 (貸方) 繰越利益剰余金 50

《税務》

別表五(一)

区分	期首現在利益積立金額	当期の増減		差引翌期首現在利益積立金額
		減	増	
資本金等の額			△ 50	△ 50
繰越損益金	△ 50		50	0
差引合計額	△ 50	0	0	△ 50

区分	期首現在資本金等の額	当期の増減		差引翌期首現在資本金等の額
		減	増	
資本金又は出資金	150	50		100
利益積立金			50	50
差引合計額	150	50	50	150

※金銭等の交付がないため、資本金等の額は変わらない（＝利益積立金額も変わらない。）

※青色繰越欠損金は、そのまま繰り越すことができる。

3. 欠損填補による減資を行う場合の手続き

無償減資により欠損金を填補する場合の、会社法上等の手続きはつぎのとおりです。

①株主総会決議	資本金の額の減少は特別決議。 ※決議事項：減少する資本金の額、減資の効力発生日、欠損填補金額など
②債権者保護手続	減資の決議から2週間以内に、官報による減資公告と知れたる債権者（金融機関や仕入先、外注先など）への催告
③決算公告	官報については減資公告のみではなく、直前事業年度の決算公告が必要（決算公告を行っていない場合はあわせて公告する）。
④資本金変更登記	減資の効力発生日（官報公告や個別催告から1ヶ月経過後）から2週間以内
⑤所轄税務署等への届出	税務署・県税事務所・市役所への資本金の異動届を提出

お見逃しなく！

2015年4月以後に開始する事業年度から欠損填補のための無償減資を行った場合、「資本金等の額－欠損填補額」に基づき、均等割額の税率区分の判定をします。